

# 社会福祉法人すばる

## ショートステイ醍醐（介護予防短期入所生活介護） 運営規程

### （事業の目的）

第1条 社会福祉法人すばるが設置運営するショートステイ醍醐（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定め、利用者に対し、適正な介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

### （運営の方針）

第2条 事業所は、利用者の心身の状態を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 この事業は、利用者の要介護状態となることの予防に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を適切に行わなければならない。

3 この事業を行うにあたっては、相当期間以上にわたり継続して入所する利用者については、介護予防短期入所生活介護計画を作成し、提供するサービス及び機能訓練等の目標を設定し、計画的に行うものとする。

4 この事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 ショートステイ醍醐
- 二 所在地 山形県寒河江市大字慈恩寺 235 番地

### （職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1人  
事業の管理運営に関すること
- 二 医師(嘱託医) 1人以上  
利用者の健康管理に関すること。
- 三 生活相談員 1人以上

利用者の生活相談業務等に関すること。

- 四 看護職員 2人以上  
利用者の看護、保健衛生等に関すること。
- 五 介護職員 4人以上  
利用者の日常生活上の介護に関すること。
- 六 管理栄養士 1人以上  
給食の栄養管理に関すること。
- 七 機能訓練指導員 1人以上  
利用者の機能回復訓練に関すること。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の職員を置くことができる。

(介護予防短期入所生活介護の利用定員)

第5条 介護予防短期入所生活介護の利用定員は1ユニット10人（予防給付サービス定員を含む）とする。

2 利用定員の10人を超える場合で、特別養護老人ホームの空床があり、空床利用の同意が得られている居室においては空床を利用する場合もある。

(介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 介護予防短期入所生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 生活指導(相談援助等)
- 二 機能訓練(日常動作訓練等)
- 三 介護(移動や排泄の介助、見守り等)
- 四 相当期間以上にわたり継続して入所する利用者に対する介護予防短期入所生活介護計画の作成
- 五 食事の提供
- 六 健康チェック
- 七 入退所時の送迎
- 八 入浴及び清拭

(介護予防短期入所生活介護の利用料その他の費用の額)

第7条 介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防短期入所生活介護が法廷代理受領サービスであるときは、介護保険の負担割合証に準じた額とする。

2 法定代理受領サービスの該当しない介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

- 一 送迎に要する費用  
次条に規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う介護予防サービスの送迎に要した

交通費は、次の額とする。 片道 1 k m 毎 25 円

二 食費 朝食 384 円、昼食 637 円(737 円)、夕食 424 円

\* 第 4 段階以上の方の昼食代は ( ) 内の金額となります。

三 おやつ代 100 円/日 (第 4 段階以上の方のみ)

四 居住費 ユニット型個室 2,006 円 (1 日あたり)

五 理美容代 2,500 円

六 レクリエーション・クラブ活動 材料代等の実費

七 日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用 実費

八 特別な食事 実費

九 複写物の交付 1 枚につき 20 円

十 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として当日の利用料金の 10% を負担させる場合がある

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び利用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第 8 条 通常の送迎の実施地域は、寒河江市、天童市、中山町、山辺町、河北町、大江町、西川町、朝日町とする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

第 9 条 利用者は、施設サービス計画に基づき、あらかじめ同意したサービスや日課等への協力、他の利用者との親睦を図ること。

2 利用者は、他の利用者に対して迷惑をかけないようにすること。

3 利用者の持ち物は、利用時に必要な物品のみとし、危険物やペット等の持ち込みはしないこと。また入所時には、持ち物を確認し、間違いのないようにすること。

4 喫煙については、指定された場所のみとすること。

5 事業所の物品等を使用する場合は、職員の指示や定められた取扱いに従い、安全に行うこと。

6 利用者及び家族は、利用者又は家族が伝染性の病気、伝染病等身体に疑わしい症状が現われた場合、速やかに主治医に受診し、医師の指示に従うこと。

(緊急時における対応方法)

第 10 条 利用者について、緊急事態が発生した場合には主治医又は協力病院への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(身体拘束)

第 11 条 事業所は、介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たっては当該利用者または他の

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。  
2 事業所は、前項の身体的拘束を行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(人権擁護及び虐待防止のための措置)

第 12 条 施設は、利用者の人権、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 人権擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 虐待の防止を啓発・普及するため、職員に対する研修の実施

(4) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

(非常災害対策)

第 13 条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(秘密保持)

第 14 条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

(苦情処理)

第 15 条 事業所は、提供した介護予防短期入所生活介護に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第 16 条 利用者が事業所の提供によって、事故が発生し、利用者の生命、身体に損害が発生した場合、事故の原因が事業所の責任に帰する場合には誠意をもって賠償に応ずることとする。

(その他の運営に関する重要事項)

第 17 条 その他運営に関する重要事項は、主として次の各号に掲げる事項とする。

- 一 事業所の見やすい場所に、運営規程、重要事項をまとめたファイルを設置するものとする。
- 二 介護予防短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、勤務体制、その他重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得るものとする。
- 三 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、伝染症の予防に関して必要な措置を講

ずるよう努めるものとする。

- 2 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人すばると事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成 29 年 5 月 19 日から施行する。

#### 改 正

平成 30 年 10 月 22 日改正

#### 改正

令和 3 年 4 月 1 日改正

#### 改正

令和 5 年 12 月 1 日改正

#### 改正

令和 6 年 3 月 1 日改正